

新型コロナウイルス感染症に対する関西保育福祉専門学校の活動基準(第4版)

関西保育福祉専門学校(2022年1月27日改訂)

今般の新型コロナウイルスをはじめ感染症まん延のリスクに対応し、感染防止対策を講じながら専門学校の諸活動を維持し継続するため、レベル別に以下のように「新型コロナウイルス感染症に対する関西保育福祉専門学校の活動基準」を定める。なお、この「活動基準」は状況に応じ適宜改定する。

- この基準に基づくレベルの決定は、危機対策本部会議での協議を経て関西国際大学長が行う決定に準じて校長が行う。
- 緊急事態宣言の発出又は本校所在地にまん延防止等重点措置の区域指定がなされた場合には、関西国際大学危機対策本部会議において、速やかに協議され具体的措置が発出される。
- 校内でクラスターが発生した場合には、その態様に応じ、原則として、閉鎖等の措置を含め下記の最高レベルの措置を取る。
- 実際の活動は、「関西保育福祉専門学校感染拡大予防のためのガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症予防のための学生の心得」を参照しながら推進する。

| レベル | 1. 講義・授業 | 2. 教員 (研究活動及び勤務体制) | 3. 事務職員と窓口 | | 4. 各種会議 | 5. 学生の登校・入構 | 6. 課外活動 |
|-----|---------------------------------------|--|---|--------------------------------------|--|--|--|
| | | | 事務職員の勤務体制(注3) | 窓口の開設時間等 | | | |
| 0 | 「アフターコロナ対応」「ウイズコロナ対応」の実践による(平常通り)(注1) | 「アフターコロナ対応」「ウイズコロナ対応」の実践による(平常通り) | 「アフターコロナ対応」「ウイズコロナ対応」の実践による(平常通り) 時差出勤は活用 | 「アフターコロナ対応」「ウイズコロナ対応」の実践による(平常通り) | 「アフターコロナ対応」「ウイズコロナ対応」 基本は対面で行うが、校長(個別会議は会議主催者)が特に認めた会議は、Zoomの併用も可 | 「アフターコロナ対応」「ウイズコロナ対応」の実践による(平常通り) | 「アフターコロナ対応」「ウイズコロナ対応」の実践による(平常通り) ※感染者が発生した場合には、その状況・規模等に応じて、当該クラブ等の活動禁止措置をとる。 |
| 1 | 対面授業(注2) | ・海外渡航抑制(要・個別許可申請) ・広域移動・出張注意 ・学会等対面参加注意 ・通常出勤 | 出勤勤務。時差出勤は活用 在宅勤務は校長の判断により、他事情も考慮のうえ限定的に実施 | 窓口業務は通常体制・時間で維持 | 基本は対面で行うが、校長(個別会議は会議主催者)が特に認めた会議は、Zoomの併用で行う。 | 感染拡大防止策(注4)を前提に登校・入構制限なし | 感染拡大防止に最大限の配慮して可 ※感染者が発生した場合には、その状況・規模等に応じて、当該クラブ等の活動禁止措置をとる。 |
| 2 | 原則対面授業(注2) | ・海外渡航抑制(要・個別許可申請) ・広域移動・出張抑制 ・学会等対面参加抑制 ・通常出勤 ・出勤時の業務終了時間及び退館時間は制限することがある | 出勤勤務。時差出勤は活用 在宅勤務は校長の判断により、他事情も考慮のうえ限定的に実施 出勤時の業務終了時間及び退館時間は制限することがある | 窓口業務は通常体制・時間で維持 | 校長(個別会議は会議主催者)の判断により、対面とZoomを柔軟に併用 | 感染拡大防止策(注4)を前提に登校・入構制限なし。ただし、入構・閉館時には制限を設けることがある | 個別申請・許可制により、感染拡大防止に最大限に配慮して可 ※感染者が発生した場合には、その状況・規模等に応じて、当該クラブ等の活動禁止措置をとる。 |
| 3 | 基本対面授業・一部遠隔授業の実施(注2) | ・海外渡航原則不可 ・広域移動・出張原則不可 学会等対面参加自粛 原則通常出勤 出勤時の業務終了時間及び退館時間は制限し定める | 校長の判断により、在宅勤務の活用(20%~30%) 時差出勤併用 出勤時の業務終了時間及び退館時間は制限し定める | 窓口業務は原則として月~金の10:00~15:00 | 校長(個別会議は会議主催者)が特に必要と認めた場合を除きZoomで行う | 感染拡大防止策(注4)を前提に登校・入構可 ○学生の入構・閉館時間 8:30~17:30 ○学生ホール 9:00~17:00 ○図書室 10:00~15:00 ○パソコン室 10:00~15:00 | 集団練習・活動自粛 (ただし、個別申請・許可制により、顧問・監督の管理下で行う屋外での短時間の少人数の活動及び個人練習・活動のみ認めることがある) ※感染者が発生した場合には、その状況・規模等に応じて、当該クラブ等の活動禁止措置をとる。 |
| 4 | 原則遠隔授業・例外的に対面授業(注2) | 海外渡航不可 広域移動・出張原則不可 学会等対面参加原則不可 原則として在宅勤務。校長から指示のあった場合及び緊要な本人業務並びに例外的な対面授業等の場合は出勤。出勤時は19:00までに業務を終了、19:30までに退勤 | 校長の判断により在宅勤務の大幅活用(30%~70%) 時差出勤併用 状況により機能維持・管理のための最低限の要員体制。出勤時は19:00までに業務を終了、19:30までに退勤 | 原則として窓口業務閉鎖(電話、メールで個別対応) 例外的に対面对応 | 原則すべてZoomで行う | 原則登校・入構禁止(例外的に許可された対面授業受講者のみ登校可。その場合の入構・閉館時間は個別に定める) | 活動禁止。ただし、対面でないオンラインによる活動は可 |

注)1. 「アフターコロナ対応」「ウイズコロナ対応」とは、「新しい生活様式」の実践例における「(4)働き方の新しいスタイル」を積極的に取り入れていくことである。

注)2. 学外の各種実習は、受け入れ先等の対応を総合的に考慮のうえ、個別に判断する。

注)3. 事務職員の勤務体制に関して、土曜日・日曜日又は祝日に業務の都合により、やむを得ず出勤する場合は振替休日を取得する。「時差出勤」のコアタイムは10:00から16:30。

注)4. 登校・入構時の感染拡大防止策とは、自宅出勤時の各自における健康状態確認を前提に、マスク着用、手指消毒、検温、COCOA登録確認である。

注)5. 「行事・イベント」の実施は、状況に応じて個別に判断する。

【各レベル設定における目安】

レベル0 関西圏で緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の区域指定はなく、制限措置・自粛要請もなされていない状況

レベル1 関西圏で緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の区域指定はないが、兵庫県以外では一定の制限措置・自粛要請が行われている状況

レベル2 関西圏では緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の区域指定はないが、兵庫県で一定の制限措置や自粛要請が行われている状況

レベル3 兵庫県でまん延防止等重点措置の区域指定が行われていて、兵庫県から様々な制限措置、自粛要請のある状況

レベル4 兵庫県で緊急事態宣言の発出が行われていて、兵庫県から様々な制限措置、自粛要請のある状況